

平成25年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第122号

副知事等の給与の臨時特例に関する条例案 1

議案第123号

知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 2

平成25年6月21日

総 務 部

副知事等の給与の臨時特例に関する条例案について

1 制定理由

県の厳しい財政状況の中、平成25年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮し、副知事等の給与を特例的に減ずるものです。

2 制定内容

(1) 減額措置

区 分		給料の月額	管理職手当
副知事		100分の15	/
危機管理統括監 教育長 公営企業管理者 代表監査委員		100分の10	
管理職員	部長級	100分の9.5	100分の10
	次長級	100分の8	
	課長級等	100分の7.5	
一般職員	期末・勤勉手当の職務加算の 対象となるもの	100分の5.9	/
	期末・勤勉手当の職務加算の 対象とならないもの	100分の3.9	

(2) 期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

3 減額による影響額

約53億円

知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

県の厳しい財政状況の中、平成 25 年度地方財政計画における給与関係経費の削減による地方交付税等の減額を考慮し、知事の給与を減ずるものです。

2 改正内容

(1) 減額措置

知事の給与の額の特例について、100 分の 30 を 100 分の 40 とします。

(2) 期間

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

【参考】減額による影響額

	給料月額	減額率	条例本則額との差額	特例減額後との差額
条例本則額 (※1)	1,280,000円	—	—	—
特例減額後の額 (※2)	896,000円	30/100	△384,000円	—
今回改正後の額	768,000円	40/100	△512,000円	△128,000円

※ 1 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例 (昭和 35 年三重県条例第 53 号) 第 1 条に定める額

※ 2 知事の給与の特例に関する条例 (平成 23 年三重県条例第 27 号) 第 2 条の規定による給料月額の 100 分の 30 に相当する額を減額した後の額 (平成 23 年 7 月 1 日から知事の任期の間)